

10月7日から愛知県の

最低賃金が時間当たり750円になつた。

名古屋の空下 署長から

県労働局長が地方最低賃金審議会に諮問をして、その答申等に基づいて決定することになる。これが地域別最低賃金で、現在は都道府県ごとに決定

について賃金の最低額を保障することによつて、労働条件の改善を図り、もつて労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する、と規定している。

慮して定めるとしている。また平成20年の法改正によつて、生計費を考慮するに当たり、(健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう)生活保護にかかる施策との整合性に配慮することが付け加えられている。

法改正後は、生活保護費の水準に達しない最低賃金は、直ちにあるいは計画的に（2～3年のうちに等）生活保護水準以上となることが求められている。

ともかくも、働いている人が生活保護水準を下回るという最低賃金（制度）とは、いったい何なのかと思うのだが。

や低家賃の公営住宅の割合が大きい県では実績値が低く出る。月額実績値で1万円の差があれば時間当たり、50円を優に上回る差となつて現れるのである。

最賃には地域別のほかに特定（産業別）最賃といふものがあり、労使いの申し出に基づき局長が必要と認めた場合決定、改正等を行う。最低賃金法は目的として、賃金の低廉な労働者

法の適用範囲については、労働基準法と同じであり、姉妹法的な関係にある。

最低賃金額は時間によつて定め（時間給）（法第3条）、地域別最賃の原則として、①労働者の生計費②賃金③通常の事業の賃金支払い能力を考

改正前の裁判例に要旨
次のようなものがある。
「労働者は決定にかかる
最低賃金に達しない額で
賃金を定められることは
ない」という保障を受ける」
（決定により法律上の保
護を受けることがあつて
も、権利あるいは法律上
の利益は害されない）「憲
法第25条、労基法第1条
最低賃金法第1条の趣旨

ある。比較するには月〇〇時間働くと仮定しているのであるが、常用・フルタイムでないと到達しないような時間数である。現実には、実際の月収が生活保護水準に満たない労働者がいても最低賃金法に違反しないといいう結果となる。税金・医療扶助を考えるとその差はさらに開く。

ある。比較するには月〇〇時間働くと仮定しているのであるが、常用・フルタイムでないと到達しないような時間数である。現実には、実際の月収が生活保護水準に満たない労働者がいても最低賃金法に違反しないという結果となる。税金・医療扶助を考えるとその差はさらに開く。

生活保護水準を算出する場合、住宅費については住宅扶助の実績値を使用するが、これは家賃相場が数字にはね返る仕組みで、持ち家（家賃ゼロ）や低家賃の公営住宅の割合が大きい県では実績値が低く出る。月額実績値で1万円の差があれば時間当たり、50円を優に上回る差となつて現れるのである。

ともかくも、働いている人が生活保護水準を下回るという最低賃金（制度）とは、いったい何なのかと思うのだが。